

国立大学法人東京学芸大学構内撮影等に関する申合せ

〔令和6年7月25日
制 定〕

第1 この申合せは、国立大学法人東京学芸大学構内における撮影についての取扱要項第18条の規定に基づき、構内撮影等に関する必要事項について定めるものとする。

第2 撮影にあたっての遵守事項

- (1) 撮影可能時間には、搬入・搬出等の準備及び後片付けの時間を含む。
- (2) 本学のイメージを損なう撮影は許可できない。
- (3) 制服警官を演じる撮影は許可できない。
- (4) 撮影中の事故に備え、必ず保険に加入すること。広告、ポスター、雑誌等の小規模な撮影の場合はこの限りではないが、その場合は損害賠償を確約すること。

第3 撮影当日の遵守事項

- (1) 撮影中に事故又はトラブル等が発生した場合は、被害者の救護や被害の拡大防止に努め、必要な措置を講じるとともに、直ちに総務部総務課広報・基金室及び本学守衛所に報告すること。
- (2) 学生をはじめとする本学関係者や通行人の肖像権を侵害しないよう、撮影に当たっては十分に注意すること。
- (3) 見学者等の誘導及び安全確保は、撮影責任者が責任を持って行うこと。
- (4) 車両の入構に当たっては、東京学芸大学構内撮影許可申請書に入構する台数の申請を行い、正門守衛所で入構手続をすること。構内は通行人の安全を第一に考え徐行し、守衛所が指定する場所に駐車すること。
- (5) 施設のコンセントは、高電圧のライト等には対応していないため、撮影に当たっては電源装置を用意すること。
- (6) 施設の扉は、部外者が入場するおそれがあるため、搬出入時以外は開放したままにしないこと。
- (7) 構内の芝生や植込み等には立ち入らないこと。
- (8) 飲食、喫煙、トイレ等の使用は、指定された場所で行うこと。
- (9) 撮影により発生したゴミ等は、すべて持ち帰ること。
- (10) 撮影当日の時間や場所の変更、又は付帯設備の使用等は、あらかじめ許可した以外のことについて対応できない。

第4 クレジットタイトル

「撮影協力 国立大学法人東京学芸大学」等のクレジットを原則表記し、その際、可能な限り本学のロゴマークを使用すること。

第5 掲載誌等の提供

掲載された状況等について確認するため、雑誌等については掲載誌1部、映画及びドラマについてはBlu-ray Disc 1セットを提供すること。

附 則

この申合せは、令和6年7月25日から施行する。